

## 議員提出議案の提案説明

平成 23 年第 4 回定例会

2010年 6月18日に政府は「中小企業憲章」を閣議決定しました。

この憲章では基本理念に「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と表現して、その結びにおいて、「少子高齢化が進む中、これからは、一人一人が力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになり、挑戦意欲や創意工夫の積み重ねが活発になるような社会への変革なくして国の将来は危うい」との認識を示し、変革の担い手として中小企業への大いなる期待と、中小企業が果敢に挑戦できる経済社会の実現にむけての決意を宣言しています。

近年の国境を越えた経済活動の拡大、それに伴い激化する競争社会、また急速な少子高齢化の進展など経済を取り巻く環境は非常に厳しく、横須賀の中小企業においても、法人税の落ち込みや有効求人倍率の著しい低下現象から見ても、極めて厳しい状態が続いていることが容易に推察されます。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業

種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会の発展に大きく貢献してきました。

横須賀は、開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船や自動車産業を核として、日本各地から意欲的な人々が集まり、競い合い、助け合いながら、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきました。

市内経済の継続的な発展と健全で活力ある社会を取り戻すためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支えることが不可欠であり、中小企業政策を市政の重要課題と位置付けることが焦眉の急と考えまして、この中小企業振興基本条例を提案するものであります。

この条例の骨子は、地域振興の軸は企業誘致も重要な要素であることは当然としても、横須賀の中小企業振興にとっては「地域循環」による企業活動の相乗効果が非常に重要であるとの立場から、本市、中小企業者、そして大企業それぞれの責務を明らかにして、市民の理解と協力のもと、中小企業の振興に関する横須賀市の基本的な行政責任を明確化するものであります。

よろしく賛同されますようお願い致します。